

ユニバーサルデザインタクシーの導入促進

最終更新日：2025年5月29日

ユニバーサルデザイン（UD）タクシーとは？

ユニバーサルデザイン（UD）タクシーとは、高齢者や車いす利用者、妊娠中の方や子供連れの方等、様々な人が利用しやすいタクシーのことで、国の基準を満たすものとして認定された車両です。

本市では、市内タクシー事業者の協力の下で導入が進められています。

このタクシー車両は、事前予約による迎車だけでなく、市内各所で走行（流し営業）・待機しているものもあり、そのまま利用することも可能です（迎車を希望される場合は、市内各タクシー事業者に直接御連絡下さい（迎車料金が別途必要となります）。）。



走行中のユニバーサルデザイン（UD）タクシー

ユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示

ユニバーサルデザインタクシーは、車両に貼られたステッカーが目印です。国が定める認定基準レベルによって、ステッカーのデザインが異なります。



レベル準1認定車



レベル1認定車



レベル2認定車

車両の種類（側面にスロープを設置するタイプ）



通常時



スロープ使用時



車いすでの乗車時



車いす固定状況



車いすと座席シート併用時の車内

撮影協力 神田交通株式会社

車両の種類（後ろ面にスロープを設置するタイプ）

令和6年度にユニバーサルデザイン（UD）タクシーの新たな認定基準が設けられ、後ろ面からスロープを設置するタイプの車両が追加されました。

※写真に掲載されている車両はユニバーサルデザイン（UD）タクシーに認定される以前の型式（6aa-hc27）となっています。令和6年度に後継車両（6aa-gc28）がユニバーサルデザイン（UD）タクシーに認定されています。



後部から車いすを乗せるタイプの車両



座席状況



スロープ使用時



車両に車いすを乗せる時



車いす固定状況



車いす乗車時の車内

ユニバーサルデザインタクシーの導入支援

本市では、市内を運行するタクシー車両のバリアフリー化の推進を図ることを目的とし、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入を支援しています。

令和元年度に「平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付要綱」を定め、市内におけるユニバーサルデザインタクシーの普及を促進しています。

令和7年度における補助事業について（令和7年度開始、同年度完結分）

令和7年度における補助事業は次のとおりです。

補助可能な台数には限りがありますので、当該補助金を活用する場合は、申請をする前に下記まで御連絡いただきますようお願いいたします。

- [平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付要綱（pdf 220kb）](#)
- [平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金に係る各種様式（word 109kb）](#)
- [提出書類チェックリスト（pdf 92kb）](#)
- [様式記入例（タクシー事業者）（pdf 178kb）](#)
- [様式記入例（リース事業者）（pdf 185kb）](#)



Get Adobe
Acrobat Reader

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、以下のページからダウンロードしてください。

[Adobe Reader ダウンロードページ](#) 

このページについてのお問い合わせ先

交通政策課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 本館6階

直通電話：0463-21-9840

ファクス番号：0463-21-9769

[お問い合わせフォームへ](#) 

このページについてのアンケート

このページの情報は役に立ちましたか？

☐ 役に立った ☐ どちらともいえない ☐ 役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

☐ 見つけやすかった ☐ どちらともいえない ☐ 見つけにくかった

[このページに関するご意見がございましたらご記入ください](#)